

居宅介護支援 重要事項説明書・契約書

介護サポートセンター カセスル

令和 6 年 8 月 1 日現在

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業者（法人）

- (1) 事業者の名称 合同会社 CoNoHa
(2) 所在地 長崎県西海市西彼町喰場郷 1 3 2 番地 8
(3) 電話番号 0 5 0 - 1 7 2 1 - 0 5 2 8 F A X 0 5 0 - 3 5 3 7 - 1 4 6 2
(4) 代表者氏名 代表社員 田川 厚史

2. 事業の目的と方針

要介護状態にあるご利用者に対し、公正・中立かつ適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。その実施に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力やおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更を行います。

また、提供を受けている指定居宅サービス、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催等を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	介護サポートセンター カセスル
所在地	長崎県西海市西彼町喰場郷 1 3 2 番地 8
介護保険指定番号	4 2 7 2 3 0 0 3 9 5
サービス提供地域	西海市内 ※離島（江島、平島、松島）を除く。

(2) 職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1人以上
主任介護支援専門員	居宅介護支援等に係わる業務	1人以上
介護支援専門員	居宅介護支援等に係わる業務	人以上

(3) 勤務体制

平日 (月)～(金)	午前8時30分～午後5時30分 原則として、土・日・祝祭日及び年末年始を除く
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制にて受付

(4) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、心身の状況や生活環境などを把握し、課題分析を行います。(介護アセスメント：全社協方式)
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定申請	利用者の要介護認定の更新申請や区分変更申請を円滑に行えるよう支援します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護施設等の紹介	利用者の在宅支援が困難となり介護保険施設等の入所を希望した場合、介護保険施設等に関する情報を提供します。

4. 利用料金

(1) 居宅介護支援費（Ⅰ）（地域区分 1単位：10円）

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援（ⅰ）	1086単位／月	1411単位／月
居宅介護支援（ⅱ）	544単位／月	704単位／月
居宅介護支援（ⅲ）	326単位／月	422単位／月

(2) 加算

初回加算	300単位／月
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 250単位 (Ⅱ) 200単位
退院・退所加算（カンファレンスあり）	(1回) 600単位 (2回) 750単位 (3回) 900単位
； (カンファレンスなし)	(1回) 450単位 (2回) 600単位
通院時情報連携加算	50単位／回

(3) 減算

運営基準減算	所定単位数の50%で算定
特定事業所集中減算	1月につき200単位を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(4) その他

- ・通常の営業地域以外にて事業を対応する場合の訪問のための交通費（1 kmあたり20円）。
- ・その他、適正に本事業を遂行するにあたって、やむを得ない理由でご利用者負担が妥当と認められる場合。

なお、ご利用者負担費用が発生した場合には、月末締めにて請求書を発行いたします。受領しました際には領収書を発行いたします。

諸事情にて保険給付がなされずに還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いたします。

5. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

担 当 者	管 理 者 田 川 厚 史
電話番号	0 5 0 - 1 7 2 1 - 0 5 2 8

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は、苦情主訴者から詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者に事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得を得られるよう努めます。

(3) サービス事業者に対する苦情対応方針等

サービス事業者による苦情対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、改善に向けた対応がなされるよう、サービス事業者との十分な話し合い等を実施します。また、その後も必要に応じサービス事業者を訪問し、よりよいサービス提供が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

西海市 長寿介護課	電話 番号	0 9 5 9 - 3 7 - 0 0 2 4
	所在地	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2278 番地 1
西海市地域包括支援センター	電話 番号	0 9 5 9 - 3 7 - 0 2 4 5
	所在地	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2253 番地
長崎県国民健康保険団体連合会 (介護保険課 介護相談担当)	電話 番号	0 9 5 - 8 2 6 - 1 5 9 9
	所在地	長崎市今博多町 8 番地 2

6. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 緊急時の対応方法

サービス事業者からご利用者の身体状況の急変等、緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関等に連絡を行い適切に対応します。

8. 主治の医師及び医療機関等との連携

利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関等にお伝えください。(お渡しした名刺等をご提示ください)

9. 秘密の保持

(1) 介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

(2) 利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いません。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意（公正中立の確保）

(1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができることを説明します。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案計画置付けた指定居宅サービス等について、居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむをえない事由で開催ができない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2．感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 3．虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。また介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。
- (3) 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

1 4．身体拘束等の原則禁止

利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

当事業者は、居宅介護支援・介護予防支援の提供にあたり、利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、以下の対応をさせていただきます。

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ 利用者等の押印について、求めないことを可能とします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 介護サポートセンター カセスル

所在地 長崎県西海市西彼町喰場郷132番地8

管理者 田 川 厚 史

説明者 田 川 厚 史

私は本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

(利用者)

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名 (続柄：)